

山梨県公報

号外第三十五号

令和七年

九月三十日

火曜日

目次

人事委員会

- 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………一
○山梨県人事委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令……………一

人事委員会

山梨県人事委員会訓令第四号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月三十日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程(昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

(勤務時間等の申告)

第三十八条の二 職員は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「職員勤務時間条例」という。)第三条第三項に規定する申告をしようとするときは、勤務時間等申告簿兼割振り簿を提出しなければならない。

(休憩時間の申告)

第三十八条の三 職員は、職員勤務時間条例第六条第六項第二号に規定する申告をしようとするときは、休憩時間申告簿兼設定簿を提出しなければならない。ただし、職員勤務時間条例第三条第三項に規定する申告と併せて職員勤務時間条例第六条第六項第二号に規定する申告をしようとする場合であつて、勤務時間等申告簿兼割振り簿に休憩時間申告簿兼設定簿に記載すべき事項を記載して提出したときは、この限りでない。

第五十条第一項中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「職員勤務時間条例」という。)」を「職員勤務時間条例」に改め、同条第五項中「とき」の下に「又はその内容を変更しようとするとき」を加える。

第五十五条中第十五号を第十七号とし、第三号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 勤務時間等申告簿兼割振り簿

四 休憩時間申告簿兼設定簿

附則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第五号

山梨県人事委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月三十日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県人事委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局専決規程(昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十八号口中「含む。以下同じ。」「の下に「、休憩時間の設定」を加え、同条第二項第十二号口中「週休日の振替」の下に「、休憩時間の設定」を加え、同条第三項第四号口中「並びに週休日の振替」を「、週休日の振替並びに休憩時間の設定」に改める。

附則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番